

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則に規定する内容(案)
 に対する意見募集(パブリックコメント)の結果概要

以下のとおり、意見募集(パブリックコメント)について、結果の概要を取りまとめましたので公表します。

1. 意見の募集方法

【意見募集期間】 平成21年1月26日(月)～平成21年2月25日(水)

【告知方法】 電子政府の総合窓口、環境省ホームページ・記者発表

【意見提出方法】 電子メール、ファックス、郵送

2. 意見募集の結果概要

【受付数】 14通 (電子メール 9通、FAX 5通)

【延べ意見件数】 27件

3. 意見の概要及び意見に対する考え方

(1) 授与の定義に関する事項(1件)

事項	意見等の概要	数	意見に対する考え方
法第6条に定める授与の範囲	「業として、自らが所有する愛がん動物用飼料を他者が所有する愛がん動物に摂食させる行為」を省令で定めることを提案する。「ペットへの餌やり業」のような業態で、顧客への授与を経ずにペットに消費される場合、実態としては授与に近いながら法の規制が及ばないことになるため。	1	本法律は、愛がん動物用飼料について、広く有害な飼料が流通することを防ぎ、安全性を確保するため、製造、販売、輸入を規制するものです。このため、法第6条の規定における「授与」は、製品の流通に携わる人から人に愛がん動物用飼料が譲り渡されることを示すものです。

(2) 届出に関する意見(3件)

事項	意見等の概要	数	意見に対する考え方
届出のあり方	製造業者又は輸入業者は事業の開始前に届出が義務づけられているが、事業の終了時にも届出を要したほうが良い。できれば届出ではなく申請のほうが、より効果的。もしくは、届出の際には、身分を証明するものを添付したり、業務許可証などの添付も必要。	1	事業を廃止した場合、法第9条第3項に基づき、届出が必要です。また、届出にあたっては、登記簿等により届出内容が事実であることの確認を行うこととします。
届出の範囲	例えば、海外で生産された大手量販店のストアブランドで、ブランドオーナーである大手量販店が届出を行うのか、輸入代行の商社が届出を行うのか、届出の範囲をよりわかりやすく明確にする必要がある。	1	関税法第2条第1項に規定する「輸入」を行った者が輸入業者であり、関税法の手続きにおいて、引き取りを行った者が届出を行う必要があります。
届出の範囲	法令における登録は、製造業者、輸入業者、卸業者までで、小売は除かれる形になるが、現在、小売業者において、仕入れた製品を開封し、自分たちで袋に詰め替えたものを販売している店舗があると聞く。このような商品はメーカーは補償できない。お店で商品を詰め替え、別の商品として販売することも製造に該当するのではないか。	1	製造とは、原材料から最終製品に加工し、販売用の容器(袋、缶詰など)に中身を入れる工程(最終製品に直接触れる工程)をいいます。仕入れた製品を開封し、小容量製品などに包装する作業(小分けなど)も製造に含まれます。したがって、店舗であっても、仕入れた製品を開封し、小分け包装した上で販売する場合は、製造に該当します。なお、店舗において、製品を開封し、バラの状態の販売する場合は、製造には該当しません。

(3) 帳簿の記載事項等に関する意見(4件)

事項	意見等の概要	数	意見に対する考え方
帳簿の記載事項	製造に用いた原材料の原産国(原産地)も記載事項とすべき。	1	費用対効果等を考慮して、製造業者には、原材料の仕入れ先の氏名又は名称の記載を義務付けることとしています。また、製造業者において、原材料の原産国名などの記帳についても取り組んでいただくよう促したいと考えています。

帳簿の記載事項	製造業者と輸入業者の帳簿記載事項の違いについて、製造業者に対しては「製造に用いた原材料の名称及び数量」や「原材料の譲受の年月日及び相手方の氏名」まで要求しているのに対し、輸入業者に対しては、「原材料の名称」のみとなっている。 原則として原材料は全て表示することになっているので、輸入業者にも製造業者と同じ事項の記載を義務付けるか、もしくは記載されていることを確認された製造者からの輸入に限定する等の措置が必要。	輸入業者であっても、原則として原材料は全て表示を行う必要があることから、帳簿において「原材料の名称」を記載するよう求めているところです。直接製造を行っていない輸入業者に対し、製造時の原料の流通情報の記録まで義務付けることは困難ですが、輸入業者も製造業者と同様に製品の安全性に責任を有する者であることに違いはないと考えます。
帳簿の保存期間	2年は短すぎる。せめて3年、できれば5年。動物取扱業者の台帳保管義務（「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」）の5年とあわせた方が事業者にとっても理解しやすいのではないかと。PL法はもとより、一般の不法行為に基づく損害賠償請求が短期3年であり、被害発生とのタイムラグを考えると5年とするのは合理性がある。	帳簿の保存期間は、犬用及び猫用の愛がん動物用飼料の保存期間等を考慮して、2年間としたものです。

(4) その他のペットフードの安全性確保に関する意見(19件)

意見等の概要(項目のみ)	数	意見に対する考え方
本内容(案)の意見募集の手続きについて	1	本パブリックコメントは、行政手続法に基づき適正に実施したものです。
ペットフードに含まれる原料や添加物等の成分の規制に関する意見	7	今回のパブリックコメントの対象外となります。なお、基準規格の設定に当たっては、安全性の確保の観点から、科学的知見等を踏まえて設定いたします。
表示の義務化に関する意見	7	
成分分析の対象やあり方、分析結果の開示に関する意見	4	